

2023 年 4 月号 (第 206 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ 特 集

- ◆ 「中華人民共和国会社法（改正草案第 2 回審議案）」の外商投資企業への影響  
上海里兆法律事務所…………… 1

## ■ 経 済

- ◆ 第 20 回党大会で 3 期目の 11 年目に入る習近平政権—振り返りと展望—  
公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部…………… 6

## ■ 人民元レポート

- ◆ 政府は「5.0%前後」の成長率目標を設定  
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ……………10

## ■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：規制環境の変化に伴い、企業は研究開発に係る税制優遇を享受するための  
コンプライアンス意識の向上が求められる  
KPMG 中国……………13

- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部……………18

## ■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部……………20

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



## 「中華人民共和国会社法(改正草案第2回審議案)」の外商投資企業への影響

上海里兆法律事務所

弁護士 沈偉良

弁護士 林曉萍

2022 年 12 月 30 日、全国人民代表大会ポータルサイトを通じて、「会社法（改正草案第2回審議案）」（以下、「第2回案」）が公布された。「会社法（改正草案）」（以下、「第1回案」）と比べると、第2回案の改正内容は、会社の組織機構、董事・監事・高級管理職の責任など多岐にわたる。本稿では、今般の改正点と合わせて、外商投資企業（日系企業を含む）として重点的に注意すべき点を解説する。なお、紙面に限りがあるため、「有限責任公司」のみに焦点を当てて考察する。

### 着目点1：会社の組織構造の最適化と調整

#### 1. 普通董事も法定代表者になれる

現行「会社法」では、法定代表者になれる者は、「董事長、執行董事又は総経理」としていたが、第1回案では、「董事長、執行董事又は総経理が務める。本法に従い、董事会非設置会社の場合、董事又は総経理が務める」へと修正されている。

さらに第2回案では、「会社を代表し、会社の業務を執行する董事又は総経理が務める」に修正され、法定代表者になれる者の範囲を「董事長、執行董事又は総経理」だけでなく、普通董事にも拡大している。

#### 2. 従業員300人以上の「大」会社における「従業員董事」設置義務に新たな例外を定めている

董事会に従業員代表（以下、「従業員董事」）を含めることを、現行「会社法」は、法定の条件に合致する国有企業のみ義務付けている（外商投資企業は対象外）。第1回案では、従業員数が300人以上の有限責任公司是全て例外なく、従業員董事の設置が義務付けられた。

今般の第2回案では、董事会内での従業員董事の設置をこれまで通り義務付けながらも、従業員監事が含まれる監事会設置会社は例外として、従業員董事の配置を不要としている。この改正は、いわば、従業員董事設置又は従業員監事設置の選択を会社の判断に委ねるものといえる。

#### 3. 監査委員会を監事会／監事の代わりとすることが可能、「小」会社の監事会／監事設置不要の明確化

会社の組織構造について、現行「会社法」では、「三会制度」のもと、株主会／株主、董事会／執行董事、監事会／監事の同時設置が義務付けられている。この点、コーポレートガバナンス（企業統治）は、会社の判断に委ねるとの観点から、第1回案では、董事会に監査委員会を設けている場合、監事会／監事の設置は不要であることが、はじめて明確化された。

今般の第2回案では、第1回案と同様に、監事会／監事の設置は必須ではなくなることを明確にした上で、以下の通り関係規定をさらに詳細化している。

- 第 1 回案では、監査委員会の構成メンバーが「董事に限定」されていたが、第 2 回案では、当該内容が削除されたことで、監査委員会のメンバー構成に幅を持たせている。
- 董事会内の監査委員会設置のほか、第 2 回案では、小規模の有限責任会社は、監事会を設けずに、1~2 人の監事を配置することができ、株主全員の同意を得た上で、監事を置かないことも可能であるとさらに明確化された。
- また、第 1 回案では、監事会/監事非設置会社は、「会社法」に定める監事会/監事の権利をいかに行使するかについては不明瞭であったが、今般の第 2 回案は、監査委員会が「会社法」に定める監事会の職権を法に依拠し行使可能だとしている。

上述の修正内容を踏まえた第 2 回案における会社の組織機構設置は、下表の通り。

【表 第 2 回案における会社の組織機構設置】

会社規模	董事会内の監査委員会	監事会/監事	従業員監事	従業員董事
従業員数 0~299 人	設置の場合	設置不要	設置不要	設置不要
	非設置の場合	監事会設置必要	設置必要	
		又は監事設置必要	設置不要	
従業員数 300 人以上	設置の場合	設置不要	設置不要	設置必要
	非設置の場合	監事会設置必要	設置必要	設置不要
		又は監事設置必要	設置不要	設置必要
会社規模	董事会/董事	監事会/監事	従業員監事	従業員董事
小規模	董事会を設置せずに 董事 1 人設置可能	監事会を設置せずに 1~2 人の監事を設置可能	設置不要	設置不要
		株主全員の同意取得に より、監事の設置不要		

「小規模」の「小」会社において、現行「会社法」は、「株主数が少ない又は小規模」の「小」会社は 1 人の執行董事及び 1 人の監事を置くだけでよいとしながらも、「小規模」だと判断するための基準がない状態が続いていた。第 1 回案、第 2 回案では、「株主数が少ない」との文言削除により、「小」会社だと判定するための前提条件が「小規模」のみになっている点に注意が必要である。外商投資企業は、「株主数が少ない」との理由で、「小」会社としての組織機構設置を行えなくなることが予想される。

外商投資企業でよく見受けられる企業統治と考え合わせれば、外商投資企業の組織機構設置にあたって、以下の点に注目したい。

(1) 従業員董事、従業員監事の選挙

- 1) 第 2 回案及び関連法令によると、従業員董事、従業員監事は、従業員代表大会又は従業員大会全体の過半数の同意を取得後、1 ランク上の労働組合へ届出を行い、かつ労働組合の主席、副主席が従業員董事、従業員監事の候補者にならなければならない、従業員董事、従業員監事は、株主の決定により随意に任免することができない、とされている。
- 2) 通常、従業員代表大会又は従業員大会は、会社が民主的な管理運営を実行する上での基本となる制度である。従業員代表大会制度の制定が、会社の義務であるか否かは、各地区によって大きく異なり、例えば上海市は、「上海市従業員代表大会条例」により、会社（外

商投資企業を含む)の従業員数が100人以上の場合、従業員代表大会の開催が必須となり、従業員数が100人未満の場合、従業員大会の開催が一般的となっている。

- 3) 第2回案において、従業員董事、従業員監事の規定は、従業員代表大会又は従業員大会制度を通じて実行する必要があるとしているため、当該制度を設けていない、もしくは機能していない会社は、当該制度を適時整備しておくことが望ましい。

## (2) 従業員董事、従業員監事の役割

- 1) 従業員董事は、3つの顔(会社董事、従業員代表、従業員)を持つ。会社董事としての立場から見ると、従業員董事は、任期、職権を含み他の董事と同様に、会社の経営管理及び意思決定に対し法に依拠して参加することができる。従業員代表としての立場から見ると、従業員董事は従業員を代表して従業員の権利を守り、従業員權益に係る重要事項(賃金、賞与待遇、人員削減など)について把握、提案、関与・監督する等の権利を有している。従業員の立場からのみ見た場合、従業員董事も会社と労働争議が生じ得る立場にある。
- 2) 会社に従業員董事を置く必要がある場合、会社の利益と従業員の利益の両立及び会社の健全な発展の観点から、従業員代表大会と会社の経営管理・意思決定体制との間の整合性(従業員董事配置後の董事会職権、董事の任期、董事の議決権等)が確保された制度設計となるよう、社内規則制度、会社定款等の調整、改善を行うことが望ましい。
- 3) 従業員監事について、第2回案は、現行「会社法」規定を維持し、監事会における従業員監事設置の義務化、従業員監事の役割などに変更は生じていない。

## 着目点2: 董事、監事、高級管理職の責任をさらに整備し、董事責任保険制度が増設された

董事、監事、高級管理職に課せられる責任について、現行「会社法」では、会社の業務執行機関の一員たる董事、監事、高級管理職に対して、法律及び会社定款に従い職務を執行することを義務付けている。また、忠実・勤勉義務に違反した場合には、社外の第三者に対してではなく、株主及び会社に対して賠償責任を負うと大まかに定めている。一方、第1回案では、現行「会社法」を詳細化し、董事、監事、高級管理職が賠償責任を負う状況を多数追加し、董事、高級管理職は、故意又は重大な過失があった場合、対外的賠償責任を直接負うことになることが法律上はじめて明文化された。

今般の第2回案は、第1回案の董事、監事、高級管理職責任規定をほぼ踏襲し、一部状況下の責任負担方式を調整し、董事責任保険制度を増設している。

以下では、第2回案の規定と合わせて、董事、監事、高級管理職が責任を問われる可能性のある主な状況を整理している(「既存規定」は、現行「会社法」の規定を指し、「第2回案修正」は、第1回案、第2回案において、現行「会社法」をもとに詳細化し、新設された規定を指す)。

### 1. 会社に対して賠償責任を負うことになる状況

- 董事、監事、高級管理職はその関連・関係を利用して会社の利益を損なった場合、賠償責任を負う。【既存規定】
- 株主による出資に瑕疵があった場合、落ち度のあった董事、監事、高級管理職が当該株主と連帯賠償責任を負う。【第2回案修正】
- 株主が出資金を持ち逃げした場合、落ち度のあった董事、監事、高級管理職が当該株主と連帯賠償責任を負う。【第2回案修正】

- 董事会決議が規定に違反している場合、決議に参加した董事が賠償責任を負う。ただし議決時に異議を表明し、かつ会議議事録に記載されている場合、当該董事の責任を免除することができる。【既存規定】
- 董事、監事、高級管理職は、忠実・勤勉義務に違反した場合、賠償責任を負う。【第2回案修正】
- 董事、監事、高級管理職は、株主に規定に反して利益配当を行った場合、賠償責任を負う。【第2回案修正】
- 董事、監事、高級管理職が規定違反の減資を行った場合、賠償責任を負う。【第2回案修正】
- 会社の清算人を株主から董事へと調整し（定款に別段定めがある又は株主会決議で他の者を別途選定している場合を除く）、清算人が清算義務の履行を怠り、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負う。【第2回案修正】

## 2. 株主に対して賠償責任を負うことになる状況

- 董事、高級管理職の規定違反行為により株主の利益を損なった場合、賠償責任を負う。【既存規定】
- 影の董事、影の高級管理職が会社の支配株主、実質的支配者の指示又は命令により、中小株主の利益を損なう行為を行った場合、支配株主、実質的支配者と連帯賠償責任を負う。【第2回案修正】

## 3. 第三者に対して賠償責任を負うことになる状況

- 董事、高級管理職が職務執行時、故意又は重大な過失により他の者に損害をもたらした場合、賠償責任を負う。【第2回案修正】
- 董事が清算人になり、清算義務の履行を怠り、債権者に損失をもたらした場合、賠償責任を負う。【第2回案修正】

上記修正内容から、第1回案及び第2回案において、法整備上、董事、監事、高級管理職としての責任意識強化の傾向にあることが容易に読み取れる。

董事、高級管理職の責任を強化した規定がひとたび実施されれば、董事、高級管理職は会社、株主から賠償責任を問われるだけでなく、会社債務について対外的賠償責任を直接負うことになる可能性もあることに特に注意が必要である（例えば、故意又は重大な過失により、規定違反の利益配当、減資、資産移転、清算の引き延ばし、不正会計などの行為により、会社の資産価値減少をもたらす、債権者の利益を損なった場合）。この点、外商投資企業のコンプライアンス意識のさらなる向上につながる一方で、董事、高級管理職の職業リスクが大幅に高まり、企業のコンプライアンス経営に関わる董事、高級管理職にとっては大きな試練となる。このため、董事、高級管理職が合理的な判断のもとで意思決定を行えるよう、これまで以上に慎重に対応することが予想され（公正かつ中立的な立場にある弁護士から助言を受けるなど）、外商投資企業（とりわけ合弁企業）の意思決定プロセスにおいて、様々な意見が多数発せられるであろう。

また、第2回案では董事責任保険制度が増設されているが、本制度は中国でまだ普及していないため、当該保険で職業リスクがカバーされるか否か（例えば、故意又は重大な過失によるケースが保険金支払いの対象になるか否か）は、引き続きその動向を注視する必要がある。そのため、外商投資企業においては、職務執行に起因して董事、高級管理職個人に生じた損失に対して、場合によっては、会社名義で補償するといった方法も考えられる。

## おわりに

第 2 回案は現在まだ草案段階にあり、当該改正内容のまま最終案が確定されるかどうかは定かではない。しかし、全体として、コンプライアンス経営が課題となる外商投資企業にとっては、一定の影響が及ぶことが予想されるため、外商投資企業は現在又は今後の法令修正状況を踏まえ、重点的に注意を払うべき部分に対する対策を事前に立てておくといよい。筆者は今後も「会社法」改正の動向を注視する。

注：本稿に係る「中華人民共和国会社法（改正草案第 2 回案）」の主な規定

第 68 条：（前略）従業員数が 300 人以上の有限責任会社は、法に依拠し監事会を設置し、かつそれに会社の従業員代表が含まれている場合を除き、その理事会メンバーに会社の従業員代表が含まれていなければならない。（中略）。理事会に含まれる従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他形式の民主的な選挙により選出されるものとする。（後略）。

第 69 条：有限責任会社は会社定款に従い、理事会に監査委員会を設置し、本法に定める監事会の職権を行使させることができ、監事会又は監事を設置しなくてもよい。

第 75 条：小規模の有限責任会社は理事会を設置せずに、1 人の董事を設けて、本法に定める理事会の職権を行使させることができる。当該董事は会社の総経理を兼任することができる。

第 76 条：有限責任会社は監事会を設置するものとする。ただし、本法第 69 条、第 83 条に別段の定めがある場合を除く。監事会メンバーは 3 人以上とする。監事会には株主代表及び適切な割合の会社の従業員代表が含まれていなければならない。（後略）。

第 83 条：小規模の有限責任会社は監事会を設置せずに、1 人から 2 人の監事を設置し、本法に定める監事会の職権を行使させることができ、株主が全員一致で同意した場合、監事を置かなくてもよい。

第 190 条：董事、高級管理職が職務を執行することにより、他の者に損害をもたらした場合、会社は賠償責任を負わなければならない。董事、高級管理職に故意又は重大な過失があったとき、董事、高級管理職も賠償責任を負わなければならない。

第 191 条：会社の支配株主、実質的支配者は董事、高級管理職に指示し、会社又は株主の利益を損なう行為を行なった場合、当該董事、高級管理職と連帯責任を負うものとする。

第 228 条：（前略）董事は会社の清算人になり、解散事由が生じた日から 15 日以内に清算組を結成して清算を行わなければならない。（中略）。清算人が清算義務の履行を怠ったり、会社又は債権者に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

（執筆者連絡先）

上海里兆法律事務所 弁護士 沈偉良 弁護士 林晓萍  
中国上海市浦东新区陆家嘴环路 1000 号恒生銀行ビル 29 階 (Zip:200120)  
電話: +86-21-68411098-818 / 870  
FAX: +86-21-68411099  
E-mail: weiliang.shen@leezhao.com / xiaoping.lin@leezhao.com

**第 20 回党大会で 3 期目の 11 年目に入る習近平政権—振り返りと展望—**

公益財団法人 国際通貨研究所  
開発経済調査部  
上席研究員 梅原直樹

**第 20 回党大会と新たな指導部体制の形成に向けた準備**

中国共産党第 20 回全国代表大会 (第 20 回党大会) が 2022 年 10 月に開催され、第 20 期 5 年間の中央委員会委員 205 人が選出、翌日開かれた第 20 期中央委員会第 1 回全体会議 (1 中全会) では中央政治局委員 24 人、中央政治局常務委員会委員 7 人が選ばれ、習近平総書記を筆頭にした 2027 年までの 5 年間の党指導部体制が固まった。そして 2023 年 2 月の第 20 期中央委員会第 2 回全体会議 (2 中全会) を踏まえて 3 月に開催された全国人民代表大会 (全人代) では、新たな政府人事案と機構改革案が正式に承認された。国務院総理には党序列第 2 位の李強氏が就任し、金融監督管理機構の改革や、国内治安維持機関の党中央へ移管を含む機構改革も承認された。これにより、党と国務院の関係に大きな変化が生じることになった。そして経済運営や金融リスク管理、治安維持等において、党中央・習近平総書記の意向がより直接的に反映できる形が整えられた。

**過去 10 年間の経済運営体制の振り返りと今後について**

2013 年 3 月から 2023 年 3 月までの 2 期 10 年間 (第 18 期、第 19 期) は、李克強国務院総理が経済面での旗振り役および対外的な顔としての役割を果たした。ただし、これは国務院総理に全ての決定権が集中していたという意味ではなく、重要な経済政策や戦略は党中央側に設けられた中央全面深化改革委員会、中央財經委員会など指導小組と言われる会議体が意志決定の主導権を握る状況となった。

金融に関しては、2015 年の「チャイナ・ショック」を契機に 2017 年に国務院内に金融安定発展委員会が立ち上げられ、重要な意志決定や関係部局間の調整役を果たした。この会議体の首班は劉鶴副首相が務めた。彼は供給側の構造改革など改革・開放政策を理論面で支え、推進する役割も果たした。習近平氏総書記との距離も近いとされ、米国との経済交渉でも大いに活躍したが、李克強首相とも改革・開放政策を推進する立場で矛盾はなかった。このように過去 10 年間の中国経済は、ある種の「集団指導体制」の下で改革・開放を柱に運営されてきたと言って良いだろう。

2023 年 3 月 13 日に全人代が閉幕し、李克強首相、劉鶴副首相とも引退し、李強氏を首班とする新政府が発足した。李強氏は国務院副総理の経験を持たず中央官庁の経験自体少ないとされ、習近平総書記の意向を率直に反映した経済運営を行う傾向が強まると見られる。手腕は未知数であるが、当面は、2022 年 12 月の中央経済工作会議の方針を踏まえ、国務院がこれまで進めてきた政策との連続性が断たれない形で安定を重視した経済運営を行うとみられる。やや長い目で見れば、2023 年秋に行われる予定の第 20 期中央委員会第 3 回全体会議 (3 中全会) で決定される経済運営の大方針を受け、過去 10 年より中央集権的な政策推進・管理体制を指向すると見られる。しかし、地方からの突き上げが強まり、サボタージュが広まる可能性がある中で、調整力を含む手腕が問われ、独自色を打ち出していく流れが生じる可能性もある。

## 新型コロナウイルス感染症と「ゼロコロナ」政策による中国経済への影響

中国の経済を取り巻く国内外の環境は、この3年間で大きな変化を見た。まず指摘すべきは、新型コロナウイルス感染症の影響である。2019年12月以来、武漢から世界に広がった感染症は、中国国内では2020年前半に一旦封じ込められた。これにより2020年後半から2021年前半にかけて、中国経済は急回復を見せた。他方、国外では感染症が拡大し、2021年にはデルタ株へ、2022年にはオミクロン株へと性質を変えながら変異し、それは防疫体制をすり抜けて中国にも再流入した。

2021年にはデルタ株の散発的流行が見られ、地方政府はその度に発生経路や地区を特定し、焦点を絞った移動制限や経済活動の制限によりこれを封じ込めた。しかし、多くの地方で中央政府が要求する以上の厳しい移動制限やロックダウンを行う傾向が出て、強権的なやり方に民衆の不満は高まり、小規模事業者を中心に経営が困難となり経済に影を落とした。その極めつけが2022年3月末から5月に上海市で実施された都市封鎖と移動制限だった。オミクロン株に変わって感染力の強化と弱毒化が同時に進んだとみられていたが、中央の指示を受けた当時の李強上海市共産党委員会書記は中国の最重要国際商業都市である上海市を2カ月以上封鎖した。これによるサプライチェーンの分断、消費の落ち込みは深刻で、人々の心理に影響を及ぼした。上海市の裕福層は政府に失望感を抱き、移民の検討がブームになった。しかし、もしこれが現実になれば中国からの資金流出につながるため政府は警戒を強めざるを得ない。外資企業も中国政府の政策予想不可能性を経営リスクとして再認識することになった。労賃の上昇など経営コストが上がり、既に生産拠点を東南アジアやインドへ移転させる動きも出ていたが、今後それが加速しかねず、中国政府にとって頭の痛い問題となりかねない。

党中央は第20回党大会の終了を機に「ゼロコロナ」政策を見直し、2022年12月末までには「ウィズコロナ」政策に移行したが、この政策大転換は「フルコロナ」と揶揄された。政府はスマートフォンアプリによる国内移動の制限措置も一気に撤廃して国民の国内移動は自由となり、停滞していたオフライン消費も動き出し、経済活動は正常化が進む。しかし、滞っていた不動産取引まで急回復ということにはなっていない。2023年の中国経済がどの程度の速度で回復するかは、今後も観察を要する。

## 「政治の季節」に行われた規制強化の悪影響は続く。一過性ではない期待の弱気化

中国では2020年の秋以降、第20回大会を2年後に控えて「政治の季節」に入ってしまった。同年12月の中央経済工作会議では「資本の無秩序な拡大の防止」というイデオロギー色を帯びる言葉が見られ、改革・開放路線を見てきた者を驚かせた。党は、大手資本家らに、党の優位性を認めるよう圧力をかけた。2021年、大手民間企業とその経営者が規制強化のターゲットとなり、不動産ディベロッパー、ITプラットフォーム企業、学習塾業界はスケープゴートの様相を呈した。また、党内からは「共同富裕」という社会主義色が濃いスローガンが議論の俎上に載せられた。大手ITプラットフォーム企業への寄付要請は半ば強制的で、党への忠誠を計る試金石にもなった。党中央は、「民間セクターと国有セクターは共に大切との考えは揺るがない」と今でも繰り返しているが、2021年の動きは、民間セクターの経営者を萎縮させるものであった。

経済成長に関しては、2021年は前年(2020年)の基数が低いこともあり、国際通貨基金(IMF)は中国の実質経済成長率8.4%(確定値)と良好な結果を示した。しかし、次々に打ち出された規制強化策は、雇用を含め経済に打撃を与えた。不動産取引においては買い手の銀行ローンの返済が始まっても現物不動産が引き渡されない事態が増え、人々の不満と不安が高まった。市場全体には様子見気分が広がった。2021年の後半には不動産業の不振は長期化の様相となり、経済失速リスクも感じられるようになり、この傾向は2022年も続いた。2021年12月に行われた中央経済工作会議では、経済発展は需要の収縮・供給のダメージ・期待の弱気化の三重の圧力に直面しているとの分析



が行われた。このうち期待の弱気化、つまり人々の自信喪失や諦観は、社会全体のムードに深刻な影響を与えかねないものだ。

2021 年からの不動産ディベロッパーの経営悪化以来、不動産価格は地方都市で下落が顕著となり、それに対して地方政府が取引下値を定めるとの規制も導入された。しかし、人々の様子見姿勢は変わらず、取引額は減少した。本来、価格変動を通じて実現されるべき市場の需給調整機能も失われ始めた。

2022 年は、3 月末から 2 カ月に及んだ上海都市封鎖が期待の弱気化をさらに深めた。2022 年の 3 月に 5.5%前後と設定された年間経済成長目標は、元々強気過ぎるとの声が聞こえていたが、上半期が終わった段階ではほぼ達成不可能とみられるようになった。そして結果は 3%と目標比 2.5%ポイントもの未達に終わった。その後、ある地方から政府が国内総生産 (GDP) 水増し工作を行ったとの曝露情報も出され、統計の信頼性に改めて疑念が生じ、実態は 3%に満たなかったはずだとの声も聞こえる。

2022 年の不振の原因は複合的で、2023 年の回復が短時間で実現するかは予断を許さない。地方政府は土地譲渡収入の激減に見舞われており、PCR 検査等の経常支出増もあって財政状況は厳しい。その結果、公務員の給与遅配や減給が起き、信頼感が損なわれ、消費にも悪影響を及ぼしかねない。財政部 (日本の財務省に相当) は地方政府に対する財政移転を増加させているが、モラルハザードへの警戒感も出ており、財政部は、中央に頼らず地方が自ら努力して問題を解決するよう勧告している。そうした中、健康保険の支給額減額問題が生じて高齢者主体の抗議デモが複数の地方都市で起きており、景気悪化による失業は農民工 (農村から都市に出かけて就労する、出稼ぎ農民) だけではなく、高学歴の若者にも広がり、意欲の低下も問題になっている。外需に関しても、欧米の景気減速で力強さはなく、ロシアのウクライナ侵攻では中国の外交姿勢はどっちつかずのため、欧米諸国の制裁リスクも抱える。米国との競争関係は厳しさを増しており、半導体や製造装置の新たな禁輸措置が導入されている。習近平政権は改革開放を唱えながら同時に「自立自強」を目指さざるを得ず、海外企業の投資判断も難しさを増す。

## 第 20 回党大会後の期待と不安

中国共産党は基本的に秘密主義で、党内部において何が起きているかは容易に窺い知れないところがある。しかし、党内部には様々な議論があり、必ずしも一枚岩ではないことも想像に難くない。第 20 回党大会の 1、2 年前の時期は過去の政権運営の成果や反省点が客観的に論じられたとみられる。結果的には習近平氏が総書記に再々選され、人事面で彼の希望が全面的にかなった格好だが、党規約の改正で個人崇拜の禁止は削除されず、党内に集団指導の伝統は維持されたとも見られる。党大会が終わり「政治の季節」が去った後、習近平総書記は再び絶大な裁量権限を表面的には持つことになったが、地方レベル、民衆レベルからの不協和音が外部によく伝わるようになり、治安維持の強化による抑圧は、中国社会を息苦しいものにさせてしまう可能性がある。

習近平政権は、第 20 回党大会が終わるやいなや、「ゼロコロナ」政策を修正し、2023 年 3 月の全国人民代表大会を待たず、外交部部長 (外相) を交代させて対ロシア外交の修正に取り組み始め、対米関係の改善を目指したが、その後発生した気球問題で、迷走が始まっている。

2022 年 12 月に開かれた中央経済工作会議での習近平総書記の重要演説では、経済回復の基礎は堅固でないとの認識が示され、需要の収縮、供給への打撃、期待感の弱体化という三重の圧力が存在することを再び認めた。地方の不動産市場は崩壊の瀬戸際であり、人口減少も明らかになる中、党の自信と信頼回復が急務であるように見える。

課題が山積する中、全人代後の経済をすぐに上向させることは困難と見られる。しかし、経済のてこ入れが最重要との共通認識に至ったことはほぼ間違いなく、スタート地点には立ったと言える。

習近平政権は、過去 10 年間、デレバレッジ（過剰債務の削減）を意識して経済政策を行ってきたが、現下の厳しい不動産市場が底入れするには、債務の拡大をある程度許容する必要があるとみられ、政策的なジレンマに陥る可能性が高い。秋には 3 中全会が開かれ、今後 5 年、10 年の経済運営の基本方針が固まると予想されるが、党と政府の動向をしっかりと見きわめていく必要がある。

(2023 年 3 月 13 日までの情報に基づいて執筆)

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

E-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp) ホームページ: <https://www.iima.or.jp>



政府は「5.0%前後」の成長率目標を設定

三菱 UFJ 銀行  
グローバルマーケットリサーチ  
アナリスト 横尾明彦

3月のレビュー

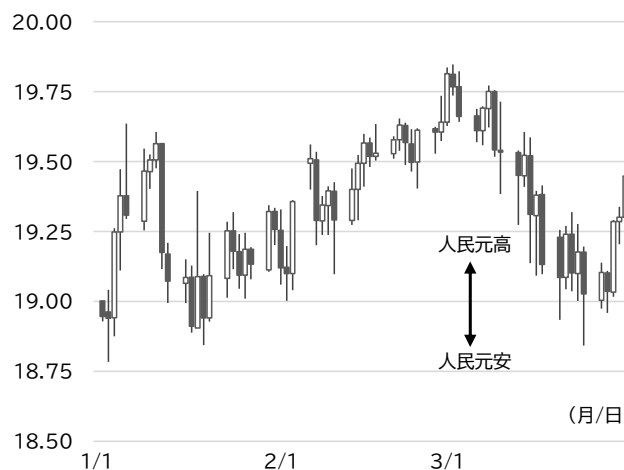
中国人民幣（以下、「人民幣」）の対ドル相場は、6.94 台で取引開始すると、同日発表の2月製造業 PMI が、およそ 11 年ぶりの高水準となったことで、6.86 台まで急伸した。ただ、5 日に開幕した全国人民代表大会（全人代）において、今年の GDP 成長率目標が前年比「5.0%前後」と、前年目標よりも控えめな水準に設定されたことから景気回復期待が後退し、人民幣も反落。また、7 日、8 日のパウエル FRB 議長の議会証言がタカ派的だったことで、米金利が上昇し、ドル高が進行すると、人民幣は 6.97 台後半まで下げ幅を拡大した。だが、直後の米銀破綻を受けて、FRB の利上げ停止観測が台頭すると、6.83 台まで急反発。さらに、22 日の FOMC 後には、2 月 14 日以来の高値 6.81 台まで続伸した。月末にかけては、金融システム不安の後退によるドル買い戻しの動きもあり、上値重く推移したが、31 日公表の3月製造業 PMI が市場予想を上回ったことを受け、本稿執筆時点では 6.84 台で推移する（第1図）。対円相場は 19.6 台で取引開始。米銀破綻によるリスク回避的な円買いもあって、24 日には 19.0 台まで下落。本稿執筆時点では 19.4 台で推移する（第2図）。

第1図：人民幣対ドル相場  
(3月31日10時30分まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：人民幣対円相場  
(3月31日10時30分まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

成長率目標は控えめなもの、景気対策は着実に実施される見通し

国会に相当する全人代では、今年の実質 GDP 成長率目標が前年比「5.0%前後」に設定された。昨年の成長率（実績）が 3.0%と、発射台が低くなっていることを考慮すると、やや控えめな目標設定になったと言える。全人代の直前には、政府が高めの成長率目標を設定するという観測もあったなか、冷や水を浴びせられた格好で、目標が公表された直後には株安や人民幣安が進んだ。しかし、経済政策の内容を確認すると、過度な景気対策によって金融リスクを肥大化させるより、雇用維持など社会安定に必要となる、緩やかな経済成長を実現させたいとの意図が透ける。これまでも、共

産党や中央政府の重要会議では、GDP 成長率以外の要素を重視する方針が繰り返し強調されてきた通りだ。たとえば、雇用面では都市部新規就業者数を 1,200 万人前後に設定している。名目 GDP 比 3% まで単年度財政赤字を拡大させ、地方政府のインフラ投資拡充を促進し、大量の雇用創出を図る姿勢が示されている (第 1 表)。

### 人民銀は、金融緩和策の深掘りを行わないと想定

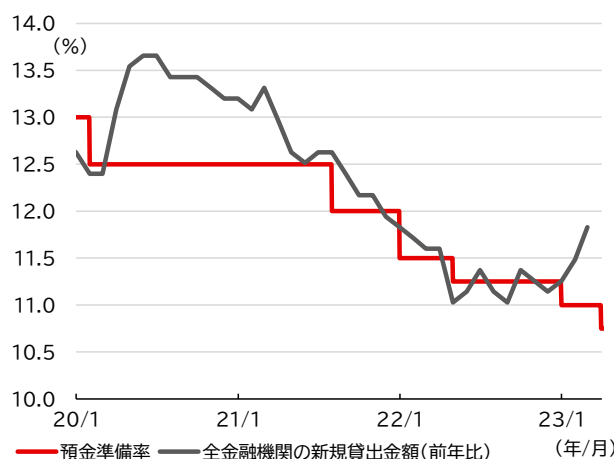
「続投」となった中国人民銀行 (以下、「人民銀」) の易綱総裁も、金融緩和の深掘りには慎重だ。全人代開幕直前の 3 日の記者会見で易総裁は、為替相場の安定を重視する姿勢を表明。「実質金利は適切な水準に保たれている」と発言した。とりわけ、米国との金利差を拡大させ、人民元安を促す可能性のある追加利下げには否定的な見解を示した。人民銀は 27 日に預金準備率の引き下げを実施したが、金利の引き下げよりも、流動性を適切にコントロールすることで、景気を下支えするというメッセージとも考えられる。実際、昨年末の不動産融資規制の緩和により、不動産業向けの融資が急拡大しており、足もとでは銀行間市場での資金不足が生じていた (第 3 図)。米銀破綻による金融システム不安は幾分後退してきているが、完全に払拭されたとは言い難い。このような状況下で、人民元相場の安定を重要視する人民銀が、利下げを積極化させることは考えにくく、当面の間、人民銀の金融政策は、公開市場操作を通じた資金過不足の調整が主な手段となるだろう。

第 1 表：全人代で示された経済目標

	2023年		2022年	
	目標	目標	目標	実績
GDP成長率(前年比%)	5.0前後	5.5前後	5.5前後	3.0
消費者物価指数(CPI, 前年比%)	3.0前後	3.0前後	3.0前後	2.0
都市部新規就業者数(万人)	1,200前後	1,100以上	1,100以上	1,206
都市部調査失業率(%)	5.5前後	5.5以下	5.5以下	5.5
財政赤字対名目GDP比(%)	3.0	2.8前後	2.8前後	2.8
地方政府専項債(兆元)	3.8	3.65	3.65	4.04
インフラ投資向け中央予算(億元)	6,800	6,400	6,400	6,400

(資料) 中国政府サイトより三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 3 図：預金準備率と新規貸出増加率 (2023 年 2 月まで)



(資料) 中国人民銀行より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 10 ヶ月ぶりに不動産市況が改善

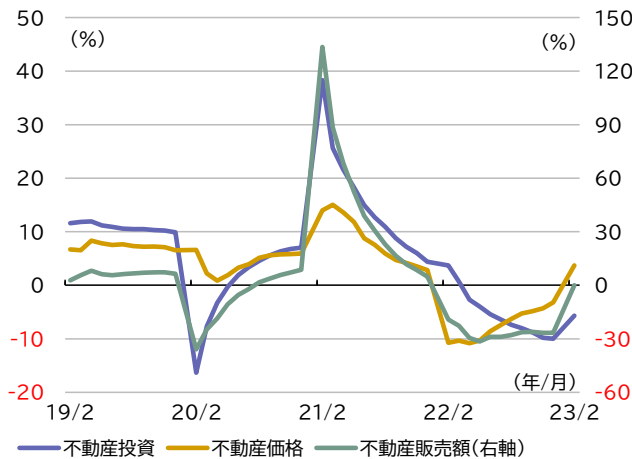
新規貸出額の急増が示すように、1-2 月の主要経済指標では、関連業種を含めれば GDP の 3 割近くを占めるとされる、不動産業の市況が急速に改善していることが示された。依然として前年比マイナスながら、10 ヶ月ぶりにその幅が縮小している (第 4 図)。また、2020 年以降、3 年近くにわたって断続的に導入されてきた国内外の移動規制によって、家計の消費支出は強制的に抑制され、貯蓄が積み上がっている。政府の支援策を通じて、不動産取引への安心感が広まれば、これまでの貯蓄を原資にマンション購入などが進みそうだ。

### 貿易黒字は、輸出減少と輸入増加によって縮小

回復が期待される内需とは対照的に、外需は厳しい環境が続いている。2 月の貿易統計では、輸出が前年比▲1.3%と 4 ヶ月連続のマイナスとなった (第 5 図)。最大の輸出先である米国向けが同

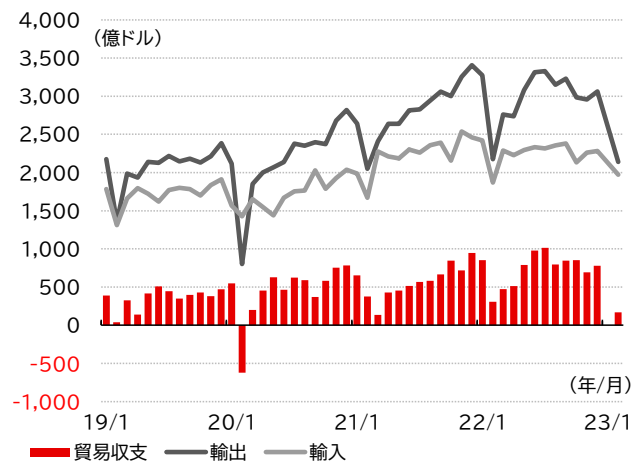
▲31.8%とマイナス幅が拡大した。この先は、欧米経済の減速が予想されるなか、顕著な回復は期待しづらい。一方、輸入は内需の回復もあって、同+4.2%と昨年9月以来のプラス圏に浮上した。このため貿易黒字は縮小しており、実需のフローが人民元をサポートする力は弱まりそうだ。

第4図：不動産市況  
(2023年2月まで)



(資料) 中国国家统计局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第5図：貿易収支と輸出入  
(2023年2月まで)



(資料) 中国税関総署より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：米経済と米中関係の動向に要注意

目先の人民元相場は、米国の金融政策動向に左右される環境が続くそう。米銀破綻に伴う金融システムへの不安は一旦収まりつつあり、今後のFRBの金融政策スタンスに焦点が集まってきている。

また、経済・金融以外の分野でも、米国との関係には要注意だ。30日のボアオ・アジアフォーラムの場で初の国際会議に臨んだ新首相の李強氏は、緊張が高まっている対米関係を念頭に置いて、国際協調の重要性に言及。中国向け投資拡大を希望すると表明した。対米関係悪化など「チャイナリスク」の高まりが意識されることで、良好な経済環境にも関わらず、海外資金の流入が細ることへの懸念があるようだ。全人代を終え、正式に3期目に入った習近平政権の外交政策が本格化する。外交面で緊張感が高まるのであれば、投資フローにも影響を及ぼし得るため、引き続き注視したいところだ。

予想レンジ

	23年4月～6月	7月～9月	10月～12月	24年1月～3月
USD/CNY	6.600～6.950	6.500～6.850	6.400～6.750	6.300～6.650
CNY/JPY	18.7～19.7	18.6～19.6	18.5～19.5	18.4～19.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2023年3月31日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ  
アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko\_yokoo@mufg.jp



## 税務会計:規制環境の変化に伴い、企業は研究開発に係る税制優遇を享受するための コンプライアンス意識の向上が求められる

KPMG 中国  
日系企業サービス  
税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

### 概要

「スマート税務」と「データに基づく税収ガバナンス」を背景に、企業のデータ情報の透明性が一層高まり、直面する規制もより包括的なものとなっているため、企業のコンプライアンスの執行力とレベルは深刻な課題に直面することとなる。近年、税務機関は税制優遇に対する規制を徐々に強化している。2022 年下半期、中国の一部地域の税務機関は、研究開発 (R&D) 費の割増損金算入を対象とした特別項目の税務検査 (以下、「検査」) を開始した。検査において特定された企業の主な弱みとしては、研究開発活動と非研究開発活動の区別が不明確であること、審査に備えた書類が重複している上、十分な裏付けとなる資料が欠如していること、研究開発費を製造原価と混同していること、公共支出の配賦が合理的な根拠に欠けていること、研究開発担当者の役割と工数が一致していないこと、関連者間の委託研究開発費の内訳が不完全であること、研究開発費の資産化・費用化の判定などが取り上げられる。

本稿では、各地域の研究開発に係る税制優遇の検査におけるキーポイントをまとめ、企業が研究開発に係る税制優遇享受のコンプライアンスレベルを向上させ、コンプライアンス遵守を前提とした研究開発管理体制の構築・整備をサポートする。同時に、政策の要件を満たして恩典を十分に享受するための対応策を提案する。

### 背景

情報革命の急速な進展に伴い、中国の租税徴収管理は転換期を迎えている。税務部門は、中国の租税徴収管理改革を深化させる重要な成果の 1 つとなる「金税工程 4 期」(金税 4 期) の開発に取り組み、スマート税務を目指している。スマート税務の構築は、租税徴収管理方法を「(税務担当者が自ら赴く) 税金徴収」から「(納税者がオンライン上での) 納税申告」、そして「(自動的な) 税金計算」へと進化した。さらに、租税徴収管理プロセスを「機器」⇒「ネットワーク」⇒「クラウド」による情報化へと進化させた。このように、租税徴収管理機能を「経験に基づく税収管理」から「発票による税収管理」、そして「データに基づく税収ガバナンス」へ進化させ、効果的に前進している。新たな租税徴収管理システムは、ビッグデータ、人工知能などの新世代情報技術を駆使し、スマート税務とスマート規制を実現する。各部門のデータを共有し、ビッグデータの支援により、各市場主体の事業全般と全国におけるフルプロセスの「データポートレート」を実現し、企業情報は税務部門にとってより透明性の高いものになると考えられる。

KPMG の所見

2022 年下半期、中国の一部地域の税務機関は、研究開発費の割増損金算入を対象とした特別項目の検査を開始し、ハイテク企業のコンプライアンスに対してさらなる検査を実施した。2023 年を迎え、企業は潜在的な税務リスクを回避するために、自社の研究開発に係る税制優遇におけるコンプライアンス意識の向上が必要である。KPMG の観察に基づき、研究開発に係る税制優遇の検査に関して注目するキーポイントを下記のとおりまとめた。

研究開発に係る税制優遇の検査におけるキーポイント

番号	検査のキーポイント	検査のキーポイントの具体的な説明
1	プロジェクトの性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件に該当する研究開発活動を特定・判断するための根拠とプロセスが欠如していないか検査する。</li> <li>プロジェクトの性質を判断する基準に欠けるため、以下の①～③のような要求を満たさない活動について申告していないか検査する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①一般的なシステムのアップグレード、イテレーション又は製品の簡単な機能変更などの関連作業</li> <li>②新システムや新製品の開発完了後の運用維持と技術サポート関連作業</li> <li>③社外からソフトウェアシステムや機器を直接調達した後のインストール・配置・テストなどの活動を含め、要件に該当しない研究開発活動</li> </ul> </li> </ul>
2	研究開発費の計算と補助簿の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発費における集計ロジックの整合性は十分にとれているか、金額の大きい各種研究開発費の信憑性に重点を置いて検査する。</li> <li>ハイテク企業が申告する研究開発費と割増損金算入の申告対象となる研究開発費との差異及び、その理由を検査する。</li> <li>研究開発費の会計処理（資産化、費用化）の根拠の合理性を検査する。</li> </ul>
3	プロジェクト管理の証拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの研究開発担当者の業務量とプロセスが完全かつ合理的な追跡によって裏付けられているかどうかを検査する。</li> <li>工業分野における量産製造の場合、関連する資材の消耗が生産段階ではなく、研究開発段階に帰属するかどうかを検査する。</li> <li>IT システム開発におけるプロジェクトに関わる場合、開発完了後のシステム運用に関する動画やスクリーンショットが保存されているかどうかを検査する。新製品や新機器の技術開発に関わる場合、製品テストレポートや受入レポートなどの証拠が保存されているかどうかを検査する。</li> </ul>

4	審査に備えた技術資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトの研究開発費の規模がプロジェクトの開発内容と一致しているかどうか、技術的内容が研究開発プロジェクトの新規性及び問題となる技術ソリューションに関わり、重点的に説明しているかどうかを検査する。簡単な機能説明と要件の列挙は、研究開発活動ではないと疑われる可能性が高い。</li> <li>審査に備えた技術資料中の研究開発担当者リストに、研究開発担当者の職責及び指定されたプロジェクトマネージャー／プロジェクト責任者が反映されているかどうかを検査する。</li> <li>審査に備えた技術資料に、取得した知的財産権、定期刊行物や文献、科学技術賞など、プロジェクトの技術的成果が反映されているかどうかを検査する。</li> <li>過去における比較的類似した名称のプロジェクトについて、書類の内容が重複しているかどうか重点を置いて検査する。そのため、プロジェクトの名称は、簡単な概要的な名称ではなく、プロジェクトの技術的な特徴を反映させるよう推奨する。</li> </ul>
5	研究開発担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発プロジェクトにおけるコアな研究開発担当者と補佐的な研究開発担当者の投入（工数の配分への反映など）の合理性を検査する。</li> <li>研究開発担当者リストは、プロジェクトにおける技術専門以外の研究開発担当者の職責と業務内容に焦点を当てる。</li> <li>製造と工業分野に関しては、研究開発プロジェクトにおける生産ライン担当者の職責と業務に焦点を当てる。</li> <li>IT システム開発プロジェクトに関しては、研究開発プロジェクトにおける製品担当の研究開発担当者の職責と業務に焦点を当てる。</li> </ul>
6	ハイテク企業資格との対応関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が研究開発費の割増損金算入を申告する研究開発費とハイテク企業の資格に係る研究開発費との差異に焦点を当てる。</li> <li>規制の観点から、2 種類の研究開発費の基準を同一視する傾向にある点に留意する。</li> </ul>

**KPMG の提案**

中国税務機関による研究開発費の割増損金算入に係る検査は、以前より厳しく、緻密化していると考えられる。金税 4 期の開発・本格稼働に伴い、ビッグデータ、人工知能など新世代の情報技術力を駆使して、各地税務局による研究開発費の割増損金算入に係る特別項目検査は厳しく、精確で、より包括的なものとなった。さらに、企業の研究開発管理のフルプロセスにおけるコンプライアンス遵守が、規制当局の期待する要件を満たしているかどうかにも、焦点を当てるようになる。ここで KPMG チームは、企業が研究開発に係る税制優遇享受のコンプライアンスレベルを向上させ、コンプライアンス遵守を前提とした研究開発に係る税制優遇の研究開発管理体制を構築・整備するこ



とをサポートする。同時に、政策の要件を満たし、政策による恩典を十分に享受できるよう、上述の検査のキーポイントに関する対応策を提案する。

#### 1. 下記 3 つの方法を活用し、研究開発活動／プロジェクトの性質を判断する

- 1) 業界基準に基づく判断：科学技術の「新知識」「新知識の創造的な運用」、又は「実質的な改善のある技術・製品（サービス）・工程」などを判断するための技術的パラメータ（基準）が、既に一部の業界に関わる国家関連部門、全国規模の業界団体によって定められている場合は、まず当該パラメータ（基準）に従って企業の推進するプロジェクトが研究開発活動に該当するかどうかを判断する。
- 2) 目標や結果に基づく判断：研究開発活動の目的、革新性、投入したリソース（予算）、最終成果又は中間成果（特許などの知的財産権やその他の形式による科学技術の成果など）を取得したかどうか重点を置いて把握する。
- 3) 実質性に基づく判断：企業は自社の事業特性に応じて、プロジェクトの成果が自社の製品やサービスに実質的な改善をもたらしたかどうかを判断することができる。ここでいう「実質的」に関して、企業は定量的な方法（具体的な機能や関連データの大幅な改善など）及び定性的な方法（企業の製品やサービスの方向性とシナリオに対する実質的な変化など）を利用して分析することができる。

#### 2. 研究開発費の計算と補助簿の準備

- 1) 研究開発費の資産化・費用化の処理について、企業は自社の監査人と十分にコミュニケーションを取り、現在の会計処理が合理的かつコンプライアンスを遵守しているかどうかを総合的に判断し、検査に備えて研究開発費の会計処理に関する説明を準備するよう提案する。
- 2) 同業他社の会計処理を調査・研究し、同業界において同じ種類の費用に対して異なる会計処理方法があるかどうか焦点を当て、その要因を把握する。
- 3) プロジェクトの研究開発費を計算する際、金額が大きく、税務機関が関心を寄せる種類の費用の処理が合理的であるかどうかを念入りにチェックする。
- 4) 補助簿の概要に記載された情報が、コンプライアンスを遵守しているかどうかを念入りにチェックする。
- 5) 関連者間の委託研究開発に関わる場合、関連者に開発を委託する合理的な根拠として、グループの移転価格報告書を保存するよう提案する。
- 6) 費用配分の説明において、研究開発用機器については説明を強化する必要がある。

#### 3. プロジェクト管理の証拠

- 1) 日常の研究開発プロジェクトの資料管理プロセスにおいて、知的財産権などの成果に留意し、これらのプロジェクト成果を審査に備えた書類に反映させる。
- 2) 日常の研究開発プロジェクトの資料管理において、要件仕様書、設計仕様書、プロジェクトサマリー、テストレポート、受入レポートなどの基礎資料を完全に収集する。
- 3) 特定地域においては、発明特許、学術雑誌の掲載などをプロジェクト成果の主な証拠資料とすることが望ましい。

#### 4. 審査に備えた技術資料

- 1) 研究開発プロジェクトに携わる技術専門以外の研究開発担当者が担当するプロセスと役割を整理する。
- 2) プロジェクト名称は、技術的特徴を反映させるとともに、過年度のプロジェクト名称と過度に類似することを回避する必要がある。

- 3) プロジェクトが取得した知的財産権、発表した定期刊行物、受賞歴などを反映させる。
- 4) 審査に備えた技術資料において、プロジェクトの革新的な点に関する説明は特に重要である。
- 5) プロジェクトサイクルの記入に関しては、プロジェクトの実態と規模に応じて、合理的に配置する必要がある。

#### 5. 研究開発担当者

- 1) 研究開発担当者の工数記入の合理性を評価し、とりわけ管理責任者と補佐的な研究開発担当者に焦点を当て、申告したプロジェクトの業務量が合理的な範囲に収まっている状態を確保する。

#### 6. ハイテク企業資格との対応関係

- 1) ハイテク企業資格の申請は、財務・税務以外の部門が主導することが多いため、財務・税務部門は研究開発費の割増損金算入を行うにあたり、他の部門との連携・コミュニケーションを強化する必要がある。
- 2) 企業及びグループレベルで研究開発費に係る税制優遇を対象とする統一された管理体制を構築し、各種税制優遇の基準をリスク評価管理と緊密に連携させ、潜在的な査察リスクを最大限に回避できるようにする。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2 月中旬から 3 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[ 規則 ]

【個人情報】

○「個人情報国外移転標準契約弁法」(国家インターネット情報弁公室令第 13 号、2023 年 2 月 22 日公布、同年 6 月 1 日施行)

個人情報を国外に移転する場合の、個人情報取扱者と国外の受け手の標準契約に関する規則。「個人情報保護法」(2021 年 11 月 1 日施行)では、個人情報の国外移転の条件について、国家ネットワーク情報部門の安全評価、専門機関による個人情報保護認証を受けることと、国家ネットワーク情報部門の標準契約に従って国外の受け手と契約を締結することが義務付けられている。一方、本弁法では、その標準契約の適用対象、国外への移転前の個人情報保護影響評価、当局への届出手続き等が規定されるとともに、標準契約のフォームが添付されている。

■標準契約の適用対象は、以下の通り。

- ① 非重要情報インフラ施設運営者(注:重要情報インフラ施設とは、「重要情報インフラ施設安全保護条例」(2021 年 9 月 1 日施行)で、「公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政サービス、国防科学技術工業等の重要な産業・分野、及び一旦破壊、機能喪失、データ漏洩に遭遇した場合に、国家の安全、国家の経済と人民の生活、公共利益に重大な危害を及ぼす可能性のある重要なネットワーク施設、情報システム等をいう」とされている)
- ② 取り扱う個人情報が 100 万人未満
- ③ 前年 1 月 1 日からの国外に移転した個人情報が累計 10 万人未満
- ④ 前年 1 月 1 日からの国外に移転した機微な個人情報が累計 1 万人未満(注:機微な個人情報とは、「個人情報保護法」で、「一旦漏洩または不法に使用された場合に、容易に個人の人格尊厳への侵害または人身・財産の安全への危害をもたらす個人情報で、生体認証、宗教信仰、特定地位、医療・健康、金融口座、所在地等の情報及び満 14 歳未満の未成年の個人情報」とされている)

なお、法律・法規または国家ネットワーク情報部門に別段の規定がある場合は、それに従うとされている。

■国外に移転する前の個人情報保護影響評価の重点内容は、以下の通り。

- ① 個人情報取り扱いの目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性

- ② 国外に移転する個人情報の規模、範囲、種類、機微の程度、個人情報の国外移転によって個人情報の権利・利益にもたらされるリスク
- ③ 国外の受け手が承諾する義務、及び義務の履行に対する管理・技術的措置、能力等の国外に移転する個人情報の安全保障の可否
- ④ 個人情報の国外移転後に、改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法使用等に遭遇するリスク、個人情報の権利・利益保護チャンネルの有無
- ⑤ 国外の受け手の所在国・地域の個人情報保護政策・法規の標準契約の履行に対する影響
- ⑥ 個人情報の国外移転の安全に影響を及ぼす可能性のある事項

■標準契約の届出については、契約発効後 10 日以内に所在地の省級ネットワーク情報部門に、標準契約と個人情報保護影響評価報告を提出するとされている。

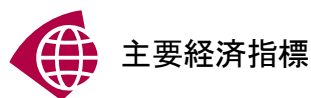
■原文は国家インターネット情報弁公室の下記サイトをご参照。

[http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c\\_1678884830036813.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>



主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2021年				2022年				2023年	
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	18.3	12.7	9.8	8.4	4.8	2.5	3.0	3.0	-	-
固定資産投資*	前年同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	9.3	6.1	5.9	5.1	-	5.5
第一次産業	前年同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	6.8	4.0	1.6	0.2	-	1.5
第二次産業	前年同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	16.1	10.9	11.0	10.3	-	10.1
第三次産業	前年同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	6.4	4.0	3.9	3.0	-	3.8
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	24.5	15.9	11.8	9.6	6.5	3.4	3.9	3.6	-	2.4
社会消費財小売総額***	前年同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	-	3.5
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	1.1	1.7	2.0	2.0	2.1	1.0
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 1.4
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	-	5,063.0
前年同月比%		49.0	38.6	33.0	29.9	15.8	14.2	12.5	7.0	-	▲ 6.8
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	-	3,894.2
前年同月比%		28.0	36.0	32.6	30.1	9.6	5.7	4.1	1.1	-	▲ 10.2
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	-	1,168.9
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	590.9	1,107.9	1,536.9	1,873.6	174.2	208.2
前年同期比%		43.8	33.9	25.2	20.2	31.7	21.8	18.9	8.0	10.0	▲ 5.5
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	31,880	30,713	30,290	31,277	31,845	31,332
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.6
国内自動車販売台数	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	164.9	197.6
前年同月比%		75.6	25.6	8.7	3.8	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 35.0	13.5
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.1	52.6
非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.4	56.3

\* : 年初からの累計ベース。

\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

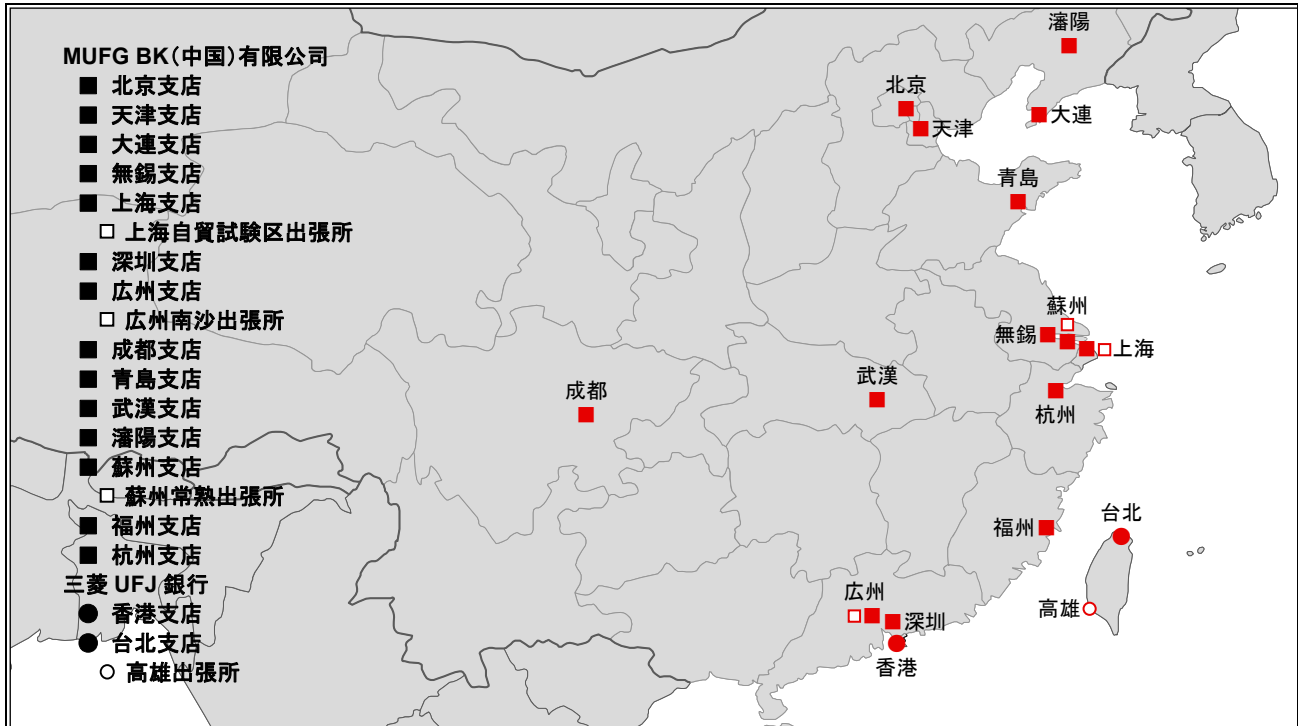
\*\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申賢大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2023 年 4 月 14 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。